

小美玉市告示第220号

小美玉農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 13 条第 4 項で準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書を次のとおり縦覧に供する。

なお、当市の住民は、当該農業振興整備計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

おって、提出された意見書については、要旨をとりまとめ処理結果を公告するものとする。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関する権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和8年10月2日(注:縦覧期間満了の日)の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和8年9月2日

小美玉市長 島田 幸三

1 小美玉農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間並びに縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和8年9月3日から令和8年10月2日

(2) 縦覧場所

小美玉市役所農政課 小美玉市堅倉 835 番地

2 意見書の提出について

(1) 意見書の提出先

小美玉市役所農政課

(2) 提出方法

個人の場合にあたっては住所、氏名、法人の場合にあたっては、法人名、代表者名、法人の所在地を記載する。

(3) 提出期限

令和8年10月2日まで

3 異議の申出について

(1) 異議の申出先

小美玉市役所農政課

(2) 申出方法

異議申立人は氏名及び年齢又は名称並びに住所を記載した書面に押印して提出する。

(3) 申出期限

令和8年10月19日まで

留意事項

- ・縦覧の開始日は公告年月日の翌日とする。
- ・縦覧の終了日は公告年月日の翌日から起算して 30 日目の日とする。
最終日が市町村の休日であるときにはその翌日。
- ・計画変更における法第 11 条第 1 項に基づく公告縦覧は、法第 12 条第 1 項の公告が終了するまでは、重複してできない。
- ・異議申出期間の最終日が市町村の休日(地方自治法第 4 条の 2 第 1 項)であるときも、その翌日をもって満了とする。(地方自治法第 4 条の 2 第 4 項のみならず規定、民法第 142 条)
- ・異議申出があった場合は、異議申出の処理が全て済んだ後、法第 12 条第 1 項に基づく公告をすること。
- ・異議申出を郵送によりしたときは、その郵送に要した日数は算入しない。(行政不服審査法第 14 条第 4 項を準用)